平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件 原告 深澤 洋子 外43名 被告 東京都知事 外4名

準 備 書 面(3)

2005(平成17)年12月8日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	高	橋	利	明
弁護士	大	Ш	隆	司
弁護士	羽	倉	佐:	知 子
弁護士	±	橋		実
弁護士	只	野		靖
弁護士	谷	合	周	Ξ
			ほか	28名

被告らの平成17年10月5日付準備書面(3)による主張のうち「第2 本件 各負担金の支出について」に対する反論

1 特定多目的ダム法7条1項の負担金(被告水道局長関係)について

(1)被告らの主張

被告は、特定多目的ダム法7条1項による負担金は、国土交通大臣の納付命令によって行われものであるところ(同法施行令11条の3)、「被告水道局長にそれを是正する権限がないことはいうまでもないし、当該納付命令が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできない」と主張する(同書面10頁イ)。

また、国土交通大臣は、当該負担金が納入されないときは、延滞金を徴収するとともに、国税滞納処分の例により強制徴収することができるのであり(同法36条)、被告水道局長は、国土交通大臣の納付命令に従った財務会計上の措置を採る義務を免れないという趣旨の主張もしている(同書面11頁2行目以下)。

(2)原告らの反論

ア 納付命令を争う方法はある

既に原告ら準備書面(2)の5頁3で主張したとおり、国と東京都等の地方自治体との関係は、上命下服の関係ではなく、対等の関係であり、東京都は、国からの納付命令に対し、公法上の義務不存在確認訴訟(行政事件訴訟法4条後段)によって争うことが可能である。したがって、是正権限がないから、国からの納付命令に従わなければならないなどという被告らの主張は誤りである。

イ 負担金納付を免れる方法について

被告らは、東京都が負担金を納付しない場合には、国から強制徴収をされるから、国の納付命令に従わなければならないかのような主張をする。

しかしながら、特定多目的ダム法 1 6条 2 項 2 号により、国土交通大臣は、 東京都が同法「7条 1 項の負担金を納付しないとき」には、東京都の「ダム 使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。」と規定して いる。すなわち、東京都からの負担金納付がない場合には、国には、都の設 定申請を却下すべきことが義務付けられているのであるから、その後に都から ら負担金を強制徴収することは理論上不可能である。

したがって、被告らの主張は、誤りである。

ウ 負担金は東京都の使用権設定申請に基づく

また、すでに主張したとおり、国土交通大臣による負担命令は、東京都自身によるダム使用権設定申請に基づくものであり、東京都が、かかる申請を取り下げれば、そもそも、国土交通大臣による負担命令も根拠を失うものである。

したがって、東京都は、国からの命令等に何ら拘束されることなく、そも そも、その独自の判断によって、負担命令を免れることができるのであるか ら、国土交通大臣の命令がある以上、これに従わざるを得ないかのような被 告らの主張は完全に誤っている。

エ 被告らも財務会計上の義務違反と評価されることがあり得ることを認めて いる

さらに、被告らも、最高裁判決を引いて、「普通地方公共団体の長は、原因行為たる『処分が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があり、・・・(後略)』(被告らの書面9頁末行以下)と主張しており、「原因行為たる処分が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」には、東京都の財務会計行為が違法と評価される場合があることを認めている。

したがって、被告らの主張によっても、「原因行為たる処分が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」があるかどうかが審理判断されなければ、財務会計上の違法があるかどうかの結論は出しようがない。

この点でも、被告らの主張は誤りである。

2 河川法63条に基づく負担金(被告東京都知事関係)について

(1)被告らの主張

被告らは、河川法63条1項の負担金は、国土交通大臣の負担命令によって 東京都には納付義務が生じ、被告都知事には、国土交通大臣による納付命令を 是正する権限を有しないから、納付命令に応じた財務会計上の措置を採るべき 義務があり、被告都知事による本件支出決定及び支出命令は、財務会計法規上 の義務に違反してなされた違法なものにはあたらないと主張する(同書面12 頁イ)。

(2)原告らの反論

既に原告らが主張したとおり、東京都には、国土交通大臣による納付命令に対し、公法上の義務不存在確認請求訴訟によって争うことが可能であり、また、被告らの主張によっても、「原因行為たる処分が著しく合理性を欠きそのためにこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」があるかどうかが審理判断されなければ、財務会計上の違法があるかどうかの結論は出しようがないのである。

特に、河川法63条1項に基づく負担金については、本件八ッ場ダム建設によって、東京都が「著しく利益を受ける」といえなければ、東京都による負担金支出は違法となる。

したがって、「著しく利益を受ける」と評価できるか否かが審理判断されなければ、本件訴訟の結論は下しえないのである。

以上から、被告らの主張が誤りであることは明らかである。

3 水源地域対策特別措置法 1 2 条 1 項に基づく建設費負担金及び本件基金の事業 経費負担金(被告都知事及び水道局長関係)について

(1)被告らの主張

被告らは、八ッ場ダムの建設がなされる以上、同法12条1項に基づく負担金の応分の負担義務に応じることが違法とされる理由はなく、また、同様に、本件基金事業の経費負担も違法とされる理由はないなどと主張し、1都4県協定書及び覚書に基づく負担金支出も適法であると主張する(同書面13頁第3段落以下)。

(2)原告らの反論

被告らの主張は、単に結論を述べたものに過ぎず、原告らの準備書面(2) による主張に対する反論とはなっていない。したがって、現段階では、反論を 行う必要はない。

4 一般会計から水道事業会計への繰出金について

被告らの主張は繰り返しに過ぎず、原告らの主張に対する反論となるものではない。

以上